

神戸市看護大学図書館公開に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸市看護大学図書館利用規程第25条の規定に基づき、図書館の公開に関し必要な事項を定める。

(公開の原則)

第2条 本学の教育研究活動及び学生の学修に支障のない範囲で図書館を公開し、看護生涯教育の拠点として地域社会への貢献をめざす。

(館内利用資格)

第3条 図書等を館内利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の卒業生(短期大学部を含む。)
- (2) 神戸市内に居住する者、又は神戸市内の事業所に勤務する者(ただし、20歳未満の者を除く。)
- (3) 神戸市内の大学、短期大学、専門学校の教職員及び学生
- (4) 神戸市外の看護系の大学、短期大学、専門学校の教職員及び学生
- (5) 神戸市外の大学、短期大学の教職員及び学生で、当該大学が発行した「図書館利用許可願」を持参した者
- (6) 館長が特に認める者

(館内利用の方法)

第4条 館内利用を希望する者は、入館時に、名前、住所、勤務先を記入し、利用資格を証明する書類を提示しなければならない。

2 利用できる範囲は、図書及び雑誌の閲覧又は複写に限り、AVコーナー、キャレルコーナー等の施設利用はできない。また、当館の資料を利用しない大学受験等のための利用は認めない。

(貸出利用資格)

第5条 図書を貸出利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の卒業生(短期大学部を含む。)
- (2) 神戸市立病院(西神戸医療センターを含む。)及び保健所の看護職員
- (3) 神戸市内の看護系の大学、短期大学、専門学校の教職員
- (4) 館長が特に認める者

(図書館カードの交付)

第6条 貸出利用を希望する者は、「貸出許可願」に必要事項を記入のうえ、利用資格を証明する書類を提示して、図書館カードの交付を受けなければならない。

2 図書館カードの有効期限は、当該年度末までとする。

(貸出利用の方法)

第7条 貸出利用者は、図書館カードと利用する資料をカウンターに提示して貸出手続きを行わなければならない。

2 図書の貸出冊数は3冊以内とし、その貸出期間は2週間以内とする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、図書館の公開に関し必要な事項は、神戸市看護大学図書館利用規程を適用する。

附 則

この細則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。